

令和2年4月24日

第135回 遠野市農業委員会総会議事録

第135回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和2年4月15日
告示番号 遠野市農業委員会告示第5号
会議年月日 令和2年4月24日
会議の場所 あえりあ遠野交流ホール
出席委員 1番 菊池靖、2番 白金英子、3番 多田登、4番 古屋敷徳夫、
5番 佐々木誠一、7番 新田佐悦、8番 河内克倫、9番 綱木秀治、
10番 多田靖志、11番 佐々木義弘、12番 鈴木重徳、13番 鬼原壽一、
14番 田中ナオ子、15番 菊池清重、16番 小向幸子、17番 奥寺晴夫、
18番 奥友康悦、19番 千葉勝義
欠席委員 6番 佐々木恵美子

会議に出席した職員 事務局 長 佐々木 徹

事務局次長兼
農業振興係長 菊池 今 英

本日の案件 第135回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について
報告第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取消しに係る専決処分の報告について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第4号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について
報告第5号 遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正に係る専決処分の報告について
報告第6号 農地専門委員会に付議した事項について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について
議案第3号 遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
議案第5号 農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第7号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について

議案第 8 号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

議案第 9 号 遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定について

開 会 時 刻 午後 1 時 30 分

議	長	<p>ご苦労様でございます。ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を13番、鬼原壽一委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は18名であります。定足数に達しましたので、第135回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。6番、佐々木恵美子委員からは欠席の届出があり、これを了承したので報告します。</p>
議	長	<p>【会長報告】 続いて、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。経過報告書をご覧いただきたいと思っております。 4月1日、新採用職員辞令交付式、並びに定期人事異動に伴う辞令交付式に参加しました。 4月17日、私と田中委員、鈴木委員で、令和2年度エゴマ栽培に係る遠野緑峰高校との打合せに出席しています。 以上でございます。</p>
議	長	<p>【事務事業経過報告】 続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事 務 局 長		<p>事務事業について経過報告いたします。 4月7日、令和2年度第1回農地専門委員会を開催しました。農振除外の現地確認をし、その後農地専門委員会を開いています。 4月10日、農地法等申請締切日でした。 4月16日、農地転用等現地確認調査を実施しました。 4月22日、令和2年度第1回遠野市農業委員会運営委員会を開催しました。 本日、総会を開催しております。 4月25日以降の主な行事予定です。 4月27日、農事組合法人宮守川上流生産組合平成31年・令和元年度通常総会が開催されます。 5月8日、遠野市農業再生協議会会計監査。 5月8日、遠野市農林水産振興協議会会計監査。 5月11日、農地法等申請締切日。 5月15日、農地転用等現地確認調査。 5月20日、アスト通信放送日。農業者年金について放送予定です。 5月21日、令和2年度第2回遠野市農業委員会運営委員会。 5月22日、遠野市農林水産振興協議会総会。 5月22日、遠野市農業再生協議会総会。 5月25日、第136回遠野市農業委員会総会。 5月中旬、令和2年度第2回農地専門委員会。 5月中旬、令和2年度第1回女性農業委員・推進委員業務検討会。 報告は以上です。</p>
議	長	<p>【報告事項】 次に報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長		<p>1ページ、2ページをご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告についてです。農地法第3条の3の規定による届出につい</p>

		<p>て、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。件数は9件です。それぞれ備考欄の所有者が死亡したことにより取得者が相続により農地を取得したものです。</p> <p>番号1番、この後、議案第2号で売買があります。農地相続した内売買をするものがあるというものです。</p> <p>番号2番、市外の方が相続したのですが、市内の担い手が農地を管理するものがあります。</p> <p>番号3番、相続者が姪にあたる方ですけれども、農地の管理については担い手が行うものです。</p> <p>番号4番、担い手の方にすべて貸借することになっています。</p> <p>番号5番、6番、それぞれ奥さんが相続したのですが、ご自分で管理されるというものです。</p> <p>番号7番、市外の方が相続されましたが、相続者が通って農地を管理するものです。</p> <p>番号8番、9番、それぞれ子供さんが相続したのですが、ご自分で管理されるというものです。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に報告第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の取消しに係る専決処分報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局	長	<p>3ページです。報告第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の取消しに係る専決処分の報告についてです。農地法第5条第1項の規定による許可申請の取消しについて、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。内容につきましては、風況観測のために3月総会で一時転用として議案審議され、許可届として可決されたものです。本案件につきましては、令和2年3月13日付で岩手県が農地転用事業計画変更を承認した案件に係る農地転用許可申請であります。すでに事業地全体の地目が山林に変更されており、岩手県との協議の結果、農地転用許可申請は不要となったものであります。よって、3月25日に議案として、許可相当として可決されたものにつきましては、取り消すというものであります。場所等、内容につきましては記載のとおりです。</p> <p>報告は以上です。</p>
議	長	<p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局	長	<p>4ページ、5ページです。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知についてです。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地または採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は6件です。</p> <p>番号1番、借人の死亡に伴いまして借人が変更になるものです。関連といたしまして議案第4号4番で審議になります。</p> <p>番号2番、借人、貸人ともに協議の上で合意解約したもので、借人が議案第4号25番で別の方になるというのを審議していただくこととなります。</p>

	<p>番号3番、貸人がご自分で作付けされるということから、今回契約解除されたものです。</p> <p>番号4番、借人が体調不良のため別の方が管理することになりまして、議案第4号15番で審議していただくこととなります。</p> <p>番号5番、違う方が管理されるということで、今回契約を解約するものです。</p> <p>番号6番、借人の息子さんが農地を取得する予定でありまして、その議案が議案第2号1番で審議されます。</p> <p>以上でそれぞれ解約される内容です。報告は以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に報告第4号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>6ページです。報告第4号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出についてです。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理したので、同要綱第6条の規定により報告するものです。件数は4件です。</p> <p>番号1番、所有者が複数いらっしゃいますが、それぞれ所有者からの同意によりまして、畦畔除去しまして田の区画を拡大するものであります。施工内容については記載のとおりです。■■■付近の、これまで遊休農地であったところをこのような形で再生していくものです。</p> <p>番号2番、田の区画を畦畔除去して大きくして、農地を貸すという内容であります。</p> <p>番号3番、これは事後届出になりますが、畦畔除去して田の拡大をするというものでありまして、4筆を1枚にしたというものであります。</p> <p>番号4番、これも事後届出ではありますが、農業機械倉庫を建てて農地を現状変更されるという内容で、委託施工業者は記載のとおりであります。現地の農業委員さんと事務局で確認して何ら問題ございませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に報告第5号、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正に係る専決処分報告について、事務局にその内容の説明をいたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>7ページです。報告第5号、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正に係る専決処分報告についてです。遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。新旧対照表がお手元にあります。実施要領も直したのがありますが、改正農業委員会法が28年4月1日から施行されているわけなのですが、国の方で、28年3月30日付で農地移動適正化あっせん事業実施要領が改正されております。それに伴いまして今回、遠野市農業委員会の実施要領を改正するというものです。</p> <p>新旧対照表をご覧ください。右が改正後、左が現行となっております。赤書きされている部分が改正された部分です。改正後につきましては、第6条(3)から(5)を削除して項を繰り上げたという内容です。あとは第8条の(4)を削除しました。第10条のあっせん委員の指名、右の改正後をご覧ください。ありがとうございます。</p>

		<p>業委員及び農地利用最適化推進委員のうち」と表記しました。改正前は「農業委員の中」としていましたが、改正農業委員会法になりまして農業委員、農地利用最適化推進委員それぞれいらっしゃいますので、「農業委員及び農地利用最適化推進委員のうちから申出1件につき2名のあつせん委員を指名し」、といたしました、国の要領は農地利用最適化推進委員のみとなっておりますけれども、遠野市の実態からいたしますと農業委員と農地利用最適化推進委員から選ぶのが妥当なのかなという形でこのような改正をいたしました。それ以外につきましては赤書きの部分をそれぞれ改正したというものであります。こちらにつきましては令和2年3月30日で会長の決裁をいただきまして、令和2年4月1日から改正ということであります。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に報告第6号、農地専門委員会に付議した事項について報告します。</p>
議	長	<p>令和2年3月13日付けで遠野市長から遠野農業振興地域整備計画変更案に係る意見聴取の通知があり、4月7日に開催した令和2年度第1回農地専門委員会で協議した結果について、佐々木義弘農地専門委員会委員長から報告を受けました。</p> <p>遠野農業振興地域整備計画変更案に係る意見については、農用地区域からの除外8件について現地確認をした上で協議を行った結果、全8件について「異議なし」と判断したとのことでした。これについては議案第9号として上程いたします。</p> <p>また、今年度のエゴマと菜の花の活動、及び農地パトロールの事前調査の実施について協議した結果についても報告を受けました。</p> <p>エゴマ、菜の花の活動については今年度も引き続き当農業委員会が自ら行う耕作放棄地解消活動として、継続して、有志で栽培することについて「異議なし」として決定したとのことでした。また、エゴマについては新たな取り組みとして、今年度は■■■■■の■■■と一緒に■■■■■■■■の■■■でも栽培にも取り組むことにしたとの報告がありました。通常は捨ててしまう摘心をした葉も、■■■ならではの発想で新しい活用方法を見つけてもらえればと期待しているとのことでした。農地パトロールにあたっては、今年度も昨年同様各地区での事前調査を実施し、事務局との調整を行って、7月8月の本番で調査する農地を選定していくことを確認したとのことでした。</p> <p>以上、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づいて、総会への報告いたします。農地専門委員会の皆さまご苦労様でした。</p>
議	長	<p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己または同居する親族もしくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p>
議	長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思っておりますがこれにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご異議なしと認め、議事録署名人に14番、田中ナオ子委員、15番、菊池清重委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいただきます。</p>
事務局	長	<p>8ページ、9ページをご覧ください。農業委員会総会提出議案総括表の説</p>

	<p>明であります。</p> <p>法第3条、今月計9件、39,665 m²。</p> <p>利用集積、今月計45件、295,087 m²。</p> <p>法第4条、今月はございませんでした。</p> <p>法第5条、今月計1件、513 m²。</p> <p>適用外、今月計1件、209 m²。</p> <p>法第18条第6項、今月計6件、32,891 m²。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>【日程第2】</p> <p>次に日程第2、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>10ページです。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、両者はこれまで基盤法で賃貸借契約をしておりましたが、期間満了により、農地法第3条での貸し借りをするものです。譲受人は水稻作付けをするものです。</p> <p>以上1件、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしく願います。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当農業委員、お願いします。</p>
11 番 委 員	<p>佐々木義弘です。4月16日、農業委員2名、推進委員2名、事務局3名で現地を確認いたしました。内容については事務局からの説明のとおりで、これまでも耕作しておりますし今後も耕作するものと思われま。何ら問題ないと確認しました。以上です。</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第1号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第3】</p> <p>次に日程第3、議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>11、12ページです。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、譲渡人は労力不足のため、これまで基盤法で貸し付けていた譲受人に売買で譲り渡すものです。</p> <p>番号2番、譲渡人は市外に居住し耕作できないため、売買で譲り渡すものです。譲受人はこれまでも農業に従事している方で、今回新たに農地を所有しようとするものです。</p>

	<p>番号3番、譲渡人は高齢のため甥に持分を贈与するものです。</p> <p>番号4番、譲渡人は市外に居住し耕作できないため、これまで耕作している譲受人に売買で譲り渡すものです。</p> <p>番号5番、譲渡人は市外に居住し耕作できないため、売買で譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。</p> <p>番号6番、譲受人は自己所有農地と隣接している申請地について利便が良いことから、売買により譲り受けるものです。</p> <p>番号7番、譲受人は市外に居住し耕作できないため、売買で譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。</p> <p>番号8番、本案件は所有者死亡、相続人不存在により、相続財産管理人に選任された譲渡人が相続財産を整理するため、これまで耕作していた譲受人に売買で譲り渡すものです。なお、売買の相手方及び売買価格については裁判所の審判によるものです。</p> <p>以上8件、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員または農業委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>推進委員の五十嵐です。4月16日木曜日に農業委員1名、推進委員2名、事務局3名で現地確認に行ってきました。ただいまの事務局のとおりで、問題ないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当農業委員、お願いします。</p>
11 番 委 員	<p>3番については、事務局の説明のとおりでありまして、現在その農地は依頼人の方が管理しているわけで、何ら問題ないと考えております。</p> <p>4番、5番については、譲受人の親戚でありまして、いままでも譲受人が管理しています。何ら問題ないと思います。</p> <p>6番については、譲渡人の水田が譲受人の草地の中にありまして不便だということもありますし、説明のとおり管理もされておりまして、問題ないと思っております。</p> <p>7番は、これまで管理は●●県から年に何回か来て草刈とかやっていましたが、今回は譲受人の田がすぐそばにあるということで売買に至ったようです。何ら問題ないと見られます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>農業委員1名、推進委員3名、事務局3名、計7名にて現地を確認しましたところ、事務局のとおり、相違ないと確認しました。</p>
議 長	<p>ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第2号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり「可」と決しました。</p>

議 長	<p>【日程第4】</p> <p>次に日程第4、議案第3号、「遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局 長	<p>13 ページです。議案第3号、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名についてです。農地の権利移動について下記のとおりあっせんの申出がありましたので、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領第10条の規定により、あっせん委員の指名について、意見を求めるものです。あっせんの申出内容については記載のとおりです。本件のあっせん委員として奥寺晴夫委員、佐々木恵美子委員を指名するものです。説明は以上です。ご審議よろしくお願います。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第3号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第5】</p> <p>続きまして日程第5、議案第4号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局 次長	<p>14 ページです。議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき遠野市長より提出があつたので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は45件で、内訳は利用権設定の新規が23件、更新が22件となっております。</p> <p>番号1番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定、中間管理権の設定です。これは次の議案第5号配分計画の1番と関連しています。</p> <p>番号2番、更新です。</p> <p>番号3番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号4番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号5番から7番まで、更新です。</p> <p>番号8番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号9番から11番まで、更新です。なお、11番につきましては中間管理権の設定の更新で、議案第5号配分計画の2番と関連しています。</p> <p>番号12番、新規で、契約期間4年11カ月の賃貸借権設定です。</p> <p>番号13番、新規で、契約期間2年11カ月の賃貸借権設定です。</p> <p>番号14番、新規で、契約期間11カ月の賃貸借権設定です。</p> <p>番号15番、新規で、契約期間11カ月の賃貸借権設定です。</p> <p>番号16番、新規で、契約期間11カ月の賃貸借権設定です。</p> <p>番号17番、新規で、契約期間11カ月の賃貸借権設定です。</p> <p>番号18番、新規で、契約期間11カ月の賃貸借権設定です。</p> <p>番号19番、新規で、契約期間3年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号20番、新規で、契約期間5年8カ月の使用貸借権設定です。</p> <p>番号21番、新規で、契約期間5年8カ月の使用貸借権設定です。</p> <p>番号22番、新規で、契約期間5年8カ月の使用貸借権設定です。</p> <p>番号23番、新規で、契約期間5年8カ月の使用貸借権設定です。</p> <p>番号24番、更新です。</p> <p>番号25番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p>

		<p>番号 26 番、新規で、契約期間 5 年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号 27 番、新規で、契約期間 10 年の使用貸借権設定、中間管理権の設定です。これは次の議案第 5 号配分計画の 3 番と関連しています。</p> <p>番号 28 番、更新です。</p> <p>番号 29 番、新規で、契約期間 6 年の貸借権設定です。</p> <p>番号 30 番、新規で、契約期間 6 年の貸借権設定です。</p> <p>番号 31 番、32 番、更新です。</p> <p>番号 33 番、新規で、契約期間 5 年の貸借権設定です。</p> <p>番号 34 番、35 番、更新です。</p> <p>番号 36 番、新規で、契約期間 5 年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号 37 番から 45 番まで、更新です。</p> <p>申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしています。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号 2 番について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。番号 2 番を除く 44 件について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>お諮りいたします。議案第 4 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 4 号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p>

議 長	<p>【日程第6】</p> <p>続きまして日程第6、議案第5号、「農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長	<p>22 ページです。議案第5号、農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について、ご説明いたします。遠野市長より農用地利用配分計画が提出されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、計画の作成について意見を求めるものです。本議案に係る申請は利用権設定が3件、●●地区、●●地区、●●地区に関するものが各1件です。</p> <p>番号1番、賃貸借権設定、契約期間10年です。</p> <p>番号2番、賃貸借権設定、契約期間5年です。</p> <p>番号3番、使用貸借権設定、契約期間10年です。</p> <p>申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号1番及び2番について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。番号3番について質疑ございませんか</p>
12 番 委 員	<p>12番、鈴木です。18ページの27番からですけれども、旦那さんから奥さんに名前を移したわけですけれども、これをやるメリットは何かあるのですか。</p>
事 務 局 長	<p>はい、説明します。おっしゃるとおり旦那さんから奥さんに移ったものです。それぞれ家族経営協定を結んでおりました、認定農業者になっておりますから、このような形になりました。農地については、あっせんにより取得したものです。その農地がしばらくの間休耕になっておりました、それを耕作して交付金の対象とするためには農地中間管理機構を通すことによりなされるということから、今回農地中間管理機構に土地を貸してそちらから借り受けるということにしたものです。</p>
議 長	<p>12番、鈴木委員、よろしいでしょうか。</p>
12 番 委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>その他質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>

議	長	<p>会議を再開いたします。 お諮りいたします。議案第5号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり「可」と決しました。 暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p>
議	長	<p>【日程第7】 続きまして日程第7、議案第6号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局	長	<p>23ページです。議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、自己住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請人は現在●●市で暮らしていますが、将来的に農業後継者となる予定であり、実家に戻りたいと考えていますが、実家は手狭であることから自己住宅の新築をしようとするものです。申請地は実家に近く、将来祖父母や両親の介護、農業従事を考慮し適地として選定したものです。申請地は令和元年8月9日付で遠野市長から遠野農業振興地域整備計画変更の決定を受け、農業振興地域から除外されています。申請地は第1種農地ではありますが既存集落に接続して設置されるものであり、第1種農地の不許可の例外である集落接続に該当することから、許可できるものと判断しました。事業費につきましては全額融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査回答書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上1件、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員		<p>推進委員の佐々木です。4月16日、事務局職員3名、農業委員1名、最適化推進委員2名で現地確認をいたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第6号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第8】 続きまして日程第8、議案第7号、「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定に</p>

		<p>ついて」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局 長		<p>24 ページです。議案第 7 号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定についてです。下記の農地転用事業計画の変更申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号 1 番、申請人は砂利採取を行っておりますが、事業期間を当初令和 2 年 5 月 24 日としていたものを令和 2 年 8 月 24 日まで延長しようとするものです。期間延長の理由は、申請人は 5 条転用許可を平成 30 年 5 月 25 日に受けましたが、砂利採取法第 16 条の許可が平成 30 年 8 月 2 日であったことから、事業着手が遅れ期間内の完了が困難となったため、期間を延長するものであります。説明は以上です。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長		<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長		<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 7 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長		<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 7 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長		<p>【日程第 9】</p> <p>続きまして日程第 9、議案第 8 号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局 長		<p>25 ページです。議案第 8 号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号 1 番、申請人は昭和 45 年に住宅と物置を建築し現在に至ったものです。今回住宅の建て替えにより土地を確認した際に農地であることが判明しました。当時、申請人が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。</p> <p>以上 1 件、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長		<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進 委員		<p>農業委員、推進委員、事務局で現地を確認したところ、事務局の説明のとおりでありました。以上です。</p>
議 長		<p>ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長		<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 8 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長		<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 8 号は原案のとおり「可」と決しました。10 分間休憩します。</p>

議 長	(休憩) 休憩前に続き会議を再開します。
議 長	【日程第 10】 続きまして日程第 10、議案第 9 号、「遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事 務 局 長	<p>26 ページです。議案第 9 号、遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定についてです。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、遠野市長から協議がありましたので、農業振興地域整備計画のうち下記の農用地利用計画の変更について、意見の決定を求めるものです。農用地利用計画の変更内容は農用地区域からの除外 8 件です。それぞれ事業計画地の選定にあたって、事業面積を必要最小限かつ周辺農地への集団化、統一化に与える影響を考慮した結果、農用地区域以外に代替すべき土地がなかったため申請地での事業を計画しているものです。それでは説明します。資料をご覧ください。</p> <p>番号 1 番、事業計画者は■■■■■■■■で、●●町の■■■■■■の稼働にあたり■■■の業務を集中管理するための■■■を建築しようとするものです。計画にあたっては、■■■に近い場所及び■■■等の施設建築に必要な面積が確保できる場所を検討した結果、農用地区域からの除外が申請されました。除外面積は 2,770 m²。事業概要は記載のとおりです。農用地区域からの除外に関する検討表は 1-8、位置選定検討場所は 1-9 のとおりです。事業実施の位置検討にあたり利用計画、開発経費、道路状況を基準とし、1 から 6 の箇所を比較検討した結果、1 から 6 まですべて農用地であり、1 から 5 は中山間多面的事業対象地で転用不可、6 は農用地であり遠野文化遺産の■■■■と隣接してはいるものの、補助金返還等が伴わないことからここを適地としたものです。</p> <p>番号 2 番、事業計画者は■■■■■■■■で、●●県内で■■■■の拡大を図っており、●●市内にも■■■■を建築しようとするものです。計画にあたっては■■■■に適合する■■■と■■■への接続が良い場所を検討したところ、農用地区域以外に代替すべき土地がなかったことから除外申請が出されました。除外面積は 2,710 m²。事業概要は記載のとおりです。農用地区域からの除外に関する検討表は 2-7、位置選定検討場所は 2-8、2-9 のとおりです。事業実施の位置検討にあたり A から D の 4 カ所を検討した結果、A は農用地で農地転用が困難であります。B は農用地で今後作付け予定であります。C と D は白地ですが、C は十分な面積が確保できない、D は大規模な樹木伐採が必要であります。E と F は農用地ですが、地目が原野で開発に支障がないことからここを適地としたものです。</p> <p>番号 3 番、事業計画者は遠野市水道施設耐震化等推進事業に伴う配水池及び送水ポンプ場建設を目的として転用しようとするものです。事業計画者は●●地区の需要水量、■■■■の■■■の水量増加に伴いまして、■■■■からの供給とし、総配水施設の改善及び■■■■の経年劣化による施設更新を行うため、農用地区域からの除外が申請されました。除外面積は 1,472 m²。事業概要は記載のとおりです。農用地区域からの除外に関する検討表は 3-9、位置選定検討場所は 3-10 です。事業実施の位置検討にあたり A から C の 3 カ所を比較検討した結果、A と B は農用地であります。地権者の同意が得られた、C は農用地であり地権者の同意を得られなかった。このことから A と B を適地としたものです。</p> <p>番号 4 番、事業計画者は事業拡大を図っており、工事用重機及び資材置場を整備しようとするものです。計画にあたっては会社事務所に近い土地で必要面積を確保できる場所を検討した結果、農用地区域からの除外が申請されました。除外面積は 4,741 m²。事業概要は記載のとおりです。農用地区域からの除外に関する検討表は 4-8、位置選定検討場所は 4-9、4-10 のとおりです。事業実施の位置検討にあたり A から D の 4 カ所を比較検討した結果、A は白地ですが、地権者の同意が得られませんでした。B は農用地で地権者が死亡しており相続人の同意が得られなかった。C は農用地で面積が不足している。D は農用地ですが、国道に面し会社事務所に近く地権者の</p>

	<p>同意が得られたことから適地としたものです。</p> <p>番号5番、事業計画者は現在、妻の実家で妻の家族と自分の家族が同居し生活していますが、子供の成長に伴い手狭となったことから自己住宅を建築しようとするものです。計画にあたっては、育児をするうえで妻の親、兄弟の協力が得られ、将来親の介護等ができる場所として妻の実家周辺に新たに新築しようとするもので、農用地区域からの除外が申請されました。除外面積は874㎡のうち505㎡。事業概要は記載のとおりです。農用地区域からの除外に関する検討表は5-7、位置選定検討場所は5-8のとおりです。事業実施の位置検討にあたりAからDの4カ所を比較検討した結果、A及びCは白地ですが、地権者の同意が得られなかった、Bは農用地で耕作しており転用不可、Dは農用地ですが、開発に支障がないことから適地としたものです。</p> <p>番号6番、事業計画者は現在●●市で借家生活をしており実家に戻り同居を予定していますが、実家は山間奥地で交通の便が悪く家屋も老朽化のため、建て替えをしようとするものです。計画にあたっては農業後継者であることから、将来両親の面倒をみることから、現在の居宅のふもとにある父の所有地に新築するため、農用地区域からの除外が申請されました。除外面積は3,585㎡のうち963㎡。事業概要は記載のとおりです。農用地区域からの除外に関する検討表は6-7、位置選定検討場所は6-8のとおりです。事業実施の位置検討にあたりAからDの4カ所を比較検討した結果、Aは湿地で住宅建築は困難であり、Bは東禅寺川に隣接し危険であり、Cは白地ですが、地権者の同意が得られず、Dは農用地ですが、開発に支障がないことから適地としたものです。</p> <p>番号7番、事業計画者は県外に住んでいる子供が戻り実家の農業を手伝う予定ですが、現在大家族で同居しており手狭であり老朽化していることから、新たな場所に新築しようとするものです。計画にあたっては親の介護等ができる場所として現住居の周辺に新たに新築しようとするものです。除外面積は3,127㎡のうち276.4㎡。事業概要は記載のとおりです。農用地区域からの除外に関する検討表は7-7、位置選定検討場所は7-8と7-9のとおりです。事業実施の位置検討にあたりAからDまでの4カ所を比較検討した結果、Aは農用地で地権者の同意が得られなかった、Bは農用地で河川氾濫の危険がある、Cは農用地区域外ですが現住居から遠距離である、Dは農用地ですが周辺農地への影響は少なく開発に支障がないことから適地としたものです。</p> <p>番号8番、事業計画者は現在●●県で借家生活をしていますが、妻の実家に戻り同居する予定です。実家周辺で農業を手伝いながら妻と二人で■■■■■を開業する予定です。計画にあたっては■■■■■の仕事と家事育児を両立したいため、実家の周辺に■■■■■を建築したいことから農用地区域からの除外が申請されました。除外面積は1,029㎡。事業概要は記載のとおりです。農用地区域からの除外に関する検討表は8-7、位置選定検討場所は8-8のとおりです。事業実施の位置検討にあたりAからDの4カ所を比較検討した結果、Aは農用地で耕作しており地権者の同意が得られなかった、Bは農用地で多面的事業対象地でもあり転用不可であり、Cは農用地で面積不足及び多面的事業対象地で転用不可、Dは農用地ですが、市道に隣接し実家にも隣接していることから適地としたものです。</p> <p>説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議	<p>長 説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	<p>長 質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第9号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>
	<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	<p>長 ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり「可」と決しました。</p>

議	長	<p>【その他】 それではその他に入ります。その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p>
		<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>よろしいですか。それでは事務局からありませんか。</p>
事務局	長	<p>事務局から何件かございますが、最初に農家意向調査の結果について資料をお渡ししておりました。農地の貸し借りとか売買とかの要望があれば、そういった資料があればという意見がございました。今回それをまとめました。1件カウントしていないのがありましてそれを修正したものです。修正したところは(3)の伝えたいこと等の部分で、記載されていましたがカウンスできる表示をしていなかったためにされていなかったということで、できるようにしました。内容については意向調査結果の該当する世帯番号のところの該当箇所を見ていただければと思います。したがって(3)が1件増えてそのデータと●●地区のデータを載せておきました。申し訳ございませんでした。農家意向調査の結果につきましては目次にも書いていますが、誰に貸しているのかということで担い手を表しているもの、貸したい、借りたい、売りたい、買いたい、という意向のあるものをピックアップして表を検索してまとめたものです。農業委員さんには●●市全体のものをお渡ししました。各地区のデータについても入れておきましたので、推進委員さん方と話し合いをするときに農地集積活動等に活かしていただければと思っております。</p> <p>とりあえず1件、報告は以上です。事務局の説明はまだ細かい部分はありますけれども、あとは農林課の方から説明をいただければと思います。</p>
議	長	<p>農林課の方からお願いします。</p>
農林課 農政担当		<p>4月から農林課に異動してきました●●●と申します。よろしくお願ひいたします。私の方から、マスタープランの実質化の作業関係について説明させていただきます。お手元の、令和2年度以降の地域農業マスタープランの実質化作業について(案)というA3が入っている資料をご覧になっていただきたいと思ひます。</p> <p>1、2ページは昨年までの進捗状況、前回の検討会でご説明させていただきました作業の進め方の案について、まとめてそのまま書いている形になります。</p> <p>めくっていただきまして、折りたたまれたA3の用紙をご覧になっていただきたいと思ひます。前回各推進班の方から希望日程についてお伺ひしまして、それをとりまとめた結果がこのA3の表になっております。1枚目が調整前の結果になっております。こちらについて農林課の方で調整させていただいたものが2枚目のものになります。2枚目を見ていただきたいと思ひます。右上に調整後と書いているものです。それを見ていただきながらご説明いたします。</p> <p>それぞれ何月に上旬、中旬、下旬となっております。各地区の状況に応じまして日中、午前、午後、夜間等、柔軟な対応を行うことを基本に考えておひまして、具体的な予定日についてさらにこちらで検討いたしまして、お示しする形になります。5月下旬のところ●●●地区での話し合いが入っておりますけれども、基本的には6月から始める予定で日程を組ませていただいております。この表の右の方に①②と書いておりますけれども、こちらは地域のほうで同じ会場で集落の話し合いをまとめて行う希望のあったところ。具体的には●●地区は合同で行う希望がございました。●●●●地区は田畑地区と一緒にいいのではないかとということで調整させていただいております。●●地区は■■■■■■■■と●●●、●●●が合同という形になります。●●●、●●●、●●●についても合同で。●●●地区につきましては●●●、●●●、●●●、●●●、●●●、●●●が合同で、●●●、●●●、●●●が合同という見方をさせていただきたいと思ひます。この表の真ん中で8月中旬に関しまして黒く丸がついているのですが、理由は、例えば11日から20日まで見ていただひて、20日は●●地区のところ、11日が●●●、●●●、●●●のところ、という表示です。今のところはこの予定で日</p>

程を検討して進めていくと考えております。

現在、新型コロナ関係で、県内では感染者が報告されていないことから、基本的には6月からの話し合いを考えております。しかし、今後準備ができない状況になることも考えていかなければならないのかと思っております。その場合6月の予定が後ろに回りますので、7月からの話し合いになった場合をA3の3枚目に仮の表示とさせていただきます。これを見ていただければわかると思うのですが、例えば7月上旬に開催数13となっております。1日から10日までのうち13回ということになります。ただし合同で行う会場は必ずしもこういう形ではない場合もあります。新型コロナウイルス対応で話し合いが後ろに延びた場合、今のところ、地域での話し合いが可能になってから3月末までに実質化作業を行わなければならないということで、期限が後ろに延びましたという話は現在確認されておられません。その場合に話し合いが7月以降になった場合、皆さんに当初希望していただいた日程と異なる日程が出てくる可能性があります。希望されていなくても合同になる可能性もあります。その場合は、会場で人が密集にならないようにする配慮も必要になってくるかもしれないです。そのような形で、新型コロナウイルスについては、出てきた場合は対応しなければなりません。あわせて県の方に令和3年3月末までの期限が延長されることがないかというのを確認しながら検討していきたいと思っております。現時点では6月から話し合いをする準備を進めてまいります。

続きまして、A3の紙の後ろに付いている人員体制についてご説明いたします。昨年度同様に人員体制案を作成してみました。皆様に見ていただきたいのは集落名から右に3番目に、農業委員、推進委員と書いてある部分で、ご確認していただきたいと思っております。昨年度同様に仮に案として配置させていただきましたが、変更の必要があるかというのをご確認いただきたいと思っております。他の機関の人員につきましては人事異動後に職員が変更になっておりますので、仮の割り振りのため入れておりますので、そちらについては農林課で確認して5月中旬までには確定させる予定になっております。ですので、農業委員、推進委員の部分で変更の必要がある場合は農林課にお知らせいただければと思います。

説明については以上になります。

議長

ありがとうございました。皆さんの方から質問等ございましたら。コロナの関係で、あ、どうぞ。

5番委員

説明は分かりました。行程表ですね。農林課の方で最終集約するパターン、こういうふうな方法でしていきたいというのはお持ちなのでしょうか。まだ見えない。

農林課
農政担当

最終的な成果物がこういう感じになっていくというもの、のことでよろしいでしょうか。

5番委員

要は、この前の国の新聞を見ていると、農地集積は2019年3月末で60パーセント達成したと書かれているのですね。あと20パーセント残っているわけだ。この20パーセントが非常に難しいと、新聞を読んでいると。それで遠野としてはマスタープランをどのように形として持っていくのか。その方向なり、方向性なりを、農林課としてはできるだけこのように持っていきたいと、形のようなものがあつたほうがいいのではないかと思います。地域づくり、地域をどう作るかの話し合いだから、皆さんの意見を聞かないとできない話ですからね。地域の形が定まってくれば次に地域農業をどうすべきかと出てくるものでしょう。ですから1つのパターンがあつてもいいのではないかと思います。●●は●●、●●は●●、●●は●●、それぞれ違いますが、そういうものがあつて然るべきじゃないかなというふうに思うのですね。特に●●は中山間地帯ですから、中山間をどのように集積していくのか、そういうのがあると思うのですよ。そういうパターン化をしていくときに集約方法があるのかないのか、もし今検討中で、他のところを参考にしながら、そういうのがあつてもいいのではないかと思います。各地区で貴重な時間を割いて話し合いを持つわけだから、その中で最終的な形が見えないままで議論するのではなくて、協議するのではなくて、こういう

	<p>方向で持っていければいいのかなというのがあれば非常にやりやすいし。皆さんも貴重な時間を、夜集まって来ているわけだから。こうしていけばと思うものだから言いました。ただ、私の考えが外れていけば別です、気にしないでください。</p>
<p>農 林 課 農 政 担 当</p>	<p>はい、分かりました。例えば、考えていく中で、こういうパターンがありますという案を提示してそれで考えていくっていうのも確かに1つの方法としていいのかなとは思いますが。現在の段階として、農林課としてはそのようなパターンについては今のところはありません。というのは話し合いを進める中で、それぞれの地域でそれぞれの状況に応じて考えていかなければならないのかなという部分がございますので、話し合いの方法をこういう方向でやっていったらうまく、なんていうのか将来5年後、10年後の農地のことについて考えられるとか、そういった部分があると思うのですが、現時点ではこういったパターンっていう考えは作っていない状況でございます。ご意見として承らせていただきまして、何か話し合いをするときにどういう方法がいいのかなと考えさせていただきたいと思っております。以上です。</p>
<p>5 番 委 員</p>	<p>すでに資料がたくさん、いい資料がたくさん出ているし、現状ははっきり表に出ているわけですね。そうするとその次に来るのは担い手が地域に何人いるか、ほ場整備が本当にやられているか、次に高齢者比率、大体そこが見えるとその地域は5年後のマスタープランはこのようにしないと持たないよとか、大体出てくるのではないかなと思うのですよ、やり方として。そういうのを念頭においていけば集約する方向性っていうのが大体見えてくるなというのが私にはあるのだけれども、農林課はその辺をどのように見定めているのかと思って今ご意見を聞いたわけですよ。何も型にはまってこうだというのではなくて。地域の皆さんの話し合いで地域をどうするか決めるわけですから。ただ1つの形としてこういう方向というのがあってもいいのではないかなと述べただけだから。もしあればお聞きしたいなと意見してみました。</p>
<p>農 林 課 農 政 担 当</p>	<p>はい、意見として受け止めさせていただきます。非常に参考になりました。ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>佐々木委員、よろしいですか。</p>
<p>5 番 委 員</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他ございますか。進んでよろしいですか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>今、農林課から説明いただいた関連ですけれども、この後、各地区推進班で話し合いを持たれるときに今の資料を推進委員さんにもお配りしてほしいなということで、班長さんの名前のラベルを貼っている封筒の中に先ほどの農林課の資料、推進委員さんの分を入れておきましたので、利用させていただきたいなと思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>その資料は入っているの。各地区。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>確認していただきまして、もしないようであればお渡ししますので。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>その他今日お配りしておりました資料についてご説明させていただきます。 1つ目は活動報告書の集計表、A4の縦型で3色のものをお配りしました。活動報告書、事業計画の中にも活動報告書を付けていきたいと思いますので小さな文字で入れておきましたけれども、達成していただいて、提出していただくというのを引き続き取り組みをお願いしたいと思います。それで令和元年度1年間の分を集計してみると、1番から36番までの番号がこのくらいの日数になりましたということで、参考までにご覧になっていただきたいと思っております。農地利用最適化交付金ということで、活動実績の</p>

部分で参考になるところが色が入っているところです。ピンク色で7番、8番ということで意向調査、マスタープランの話し合い活動ということで、これから取り組んでいくこととなりますけれども、そういったところはアでカウントされていくこととなりますし、緑のところはイの活動区分になりまして、担い手への農地の集積・集約化、地域活動の部分がそれぞれカウントされてくることになっております。青い部分が農地パトロールを中心にして遊休農地の発生防止活動ということで集計されていく感じになります。上乘せ報酬とかの部分にアの活動、イの活動、ウの活動というふうに説明させていただいておりますので、参考までにご覧になっていただければということで、全体的にまとめたものをお配りしました。

それから、緑の冊子で事業計画、製本したものをお配りしましたので、内容確認していただければと思います。

それから農業通信ということで、これも中を見ていただくと、プランの実質化の活動に関するものがいろいろ載っていますけれども、お目通しいただいて参考にさせていただければと思います。

あと、先月の検討会で、地域推進班で作っていただく活動計画書の記載例を今日示しますと、今日は検討会が中止になったからですけれども、説明をしておりましたけれども、新しい様式が先月お配りしたものと若干違ったものを農業会議から配られていましたので、それを整理して、また改めてお知らせしたいと思います。

それから総会開催予定表もお配りしておりました。会場が、■■■■■■で予定していた会場が、駐車場が最大40台までという事情で許可がおりませんでしたので、■■■■■■の■■■■■■を会場とすることで変更した部分がありましたので、改めてお配りしました。開催通知の際にその時の会場については記載してお配りしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に資料を入れていましたけれども、互助会の、皆さんからお預かりしていた会費の令和元年度分の決算報告書を付けておきました。22日の運営委員会の際には委員長さんに監査をしていただいて、収支計算書をお配りしてました。収入は農業委員さんから●●,●●●円、推進委員さんは●,●●●円ということでいただきまして、前年度の繰越金が●●,●●●円ありまして、利子が●円ついて、収入は●●●,●●●●円。ここから事業費として総会お茶代が●●,●●●円、歓送迎会関係と12月の祝賀会といったところに会費を持った部分がありまして、あとは参考図書として業務必携とか、台風の災害義援金ということで支出をしまして、事業費が●●●,●●●●円。共済費ということで公務災害補償の部分で1人●,●●●円保険をかけていましたので、それが●●,●●●●円。それからお見舞い、香典等慶弔費が●●,●●●●円。それから雑費ということで香典ののし袋を購入しまして、支出が●●●,●●●●円。収入から支出を差し引いて●●,●●●●円が令和2年度への繰越という内容になっていましたのでご報告いたします。会費の部分を農業委員さん、推進委員さんの分ということで、●●,●●●●円からどのくらい残っているかというのを下に小さく記載しておりますけれども、農業委員さんは●●,●●●●円から●,●●●●円、推進委員さんは●,●●●●円から●●●●円といった状況になっていました。令和2年度の会費の部分につきましては、次の検討会で皆さんが集まるようなタイミングに合わせてお知らせを差し上げて会費をいただくということで進めていきたいと思っておりました。

事務局からは以上です。

議

長

全体を通して質問等ございましたらどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議

長

【閉会】

それでは、以上をもちまして第135回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦勞様でございました。

午後3時30分閉会

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

遠野市農業委員 番 _____

同 番 _____

遠野市農業委員会会長 _____